

追加提案検討用調書

① 特区名	東京圏
② 提案事項	機能性食品市場の拡大(機能性食品の用途発明の特許取得)

③ 制度の所管・関係府省庁	
特許庁	

④ 神奈川県健康・医療分科会において提案された事項	
(現状と課題)	<p>食品表示法の改正(第4条:食品表示基準)により、新たな機能性表示制度が導入され、企業は自らの責任において、科学的根拠(臨床試験・査読付き論文)を基に、従来の特定保健用食品より簡便な手続きで、また栄養機能食品よりも広い範囲の食品について、機能性表示を行うことができるようになる。</p> <p>しかしながら、同制度では、多くの研究開発投資をした先行企業の論文等を引用することで、後発企業等が、コストをかけずに容易に機能性表示を行うことが可能となっており、先行企業の研究開発意欲や開発投資を削ぐリスクを包含するものとする。</p>
(規制改革事項)	<p>2006年に改訂された特許・実用新案審査基準によれば、我が国では新たな機能性食品に関する特許出願については、その食品が未知の「物」か、あるいは公知の「物」かのみで特許性が判断される。例えば「公知の物」と「新たな機能」との結びつきによる「用途発明」の特許性は否定されている。</p> <p>開発企業の研究開発意欲と開発投資を促進し、新たな機能性表示制度をより有効に生かし、機能性食品市場の拡大を図るため、特区内の機能性食品の発明については、公知の物として区別ができない場合であっても、新たに見出された機能を「新たな用途」として認め、欧米のように、当該機能について、特許性を判断するように現行の特許・実用新案審査基準を変更していただきたい。</p>
(関係法令)	特許・実用新案審査基準

⑤ ④の提案に対する回答	
(特区で実現することについて)	<p>本提案は、「特区内でなされた機能性食品の発明については、公知の物として区別ができない場合であっても、新たに見出された機能について用途発明としての新規性を認め、特許権を得られるようにするものである」が、特許権は、日本国内全域にわたりその効力を有する強力な独占的・排他的な権利であることを踏まえると、地域によって特許性の判断に差異を設けることは困難である。また、特許性の判断について、地域による差異を設けることは、法の下に平等に</p>

反するおそれがある。このため、これまで特許庁は、中小企業への手数料の減免措置、遠隔地居住者への手続期間の延長等、出願人の属性等に応じて手続上の優遇措置は行ってきたが、特許性の判断のように、特許権の権利内容に関わるものについて、優遇措置等を講じたことはない。

また、TRIPS協定第3条第1項には、各加盟国は、知的財産権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与えることが規定されている。本提案に従えば、外国人であっても、特区内でなされた機能性食品の発明については、特許権を得られることとなるから、表面的には、日本国民と他の加盟国の国民との間に待遇上の差異はない。しかしながら、TRIPS協定第3条第1項に関するWTO紛争事件「欧州共同体－農産品及び食品の商標及び地理的表示保護」(DS174, DS290)によれば、表面上は「国民」の別による差別的な取扱いがなくても、国民の別と密接な関係のある他の基準により異なる取扱いがなされている結果、ある知的財産保護を受けようとするその国の国民からなる集団と、他の加盟国の国民からなる集団との間で差別が存在し、後者に不利益が生じている場合、TRIPS協定第3条第1項の内国民待遇義務に違反するものとされている。他の加盟国の国民にとって、日本国の特区内で機能性食品の発明を行うことは、日本国民よりも困難であると考えられることを踏まえると、TRIPS協定第3条第1項の内国民待遇義務に違反するおそれがある。

したがって、本提案のように、特区内でなされた機能性食品の発明については、公知の物として区別ができない場合であっても、新たに見出された機能について用途発明としての新規性を認め、特許権を得られるようにすることは、特許制度上、実現することが困難であると考えられる。

(日本国内全域で実現することについて)

特許・実用審査基準を改訂し、機能性食品について用途発明としての新規性を認め、特許権を得られるようにすべきか検討するには、当該改訂を行った場合にどのような発明が特許され、当該特許権の効力がどのようなものに及ぶのか(機能を特定していない公知の食品に及ぶのか)など、当該改訂を行った場合の影響を精査することが必要である。仮に、当該改訂を行った場合、機能性食品の特許権の効力が、機能を特定していない公知の食品に及ぶことになると、当該公知の食品を製造・販売等する企業のみならず、消費者も含め、社会に大きな影響を与える可能性があるため、事前に十分な検討が必要である。

平成27年度は、用途発明の特許権の効力について裁判例や学説等を調査すること、諸外国における制度・運用等の状況を把握すること、当該改訂を行った場合のメリット・デメリットについて我が国の企業や有識者の意見の聴取することなどの調査を行う予定。その結論を踏まえ対応を検討してまいりたい。